

旭川市子ども・子育て審議会  
平成30年度第1回就学前教育及び保育についての  
各種基準の見直しに関する専門部会議事録

- 1 日時 平成30年5月23日(水) 18:30~19:20
- 2 場所 旭川市役所第二庁舎3階 健康相談室
- 3 出席委員 佐々木委員, 佐藤委員, 武田委員, 藤原委員, 宮崎委員  
(欠席委員) なし
- 4 事務局 子育て支援部  
こども育成課 金課長, 門脇主幹, 土橋補佐, 上田補佐, 工藤補佐  
こども育成係 鈴木主査, 陶  
保育給付係 松友  
こども事業係 宮崎主査, 今田主査, 佐々木
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【議事】

(1) 調査審議

①「幼児教育の無償化に係る取組への対応等について」

ア 幼稚園就園奨励費補助金

※事務局より資料1「平成30年度幼稚園就園奨励費補助金」について説明。

(委員) 今回変更となる第3階層の市民税所得割額77,100円以下の世帯は、  
年間の所得はどの程度か。

(事務局) 約360万円の水準となっている。

「ア 幼稚園就園奨励費補助金」は、事務局案のとおりとする。

イ 旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の軽減(案)

※事務局より資料2「旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の軽減(案)」について説明。

(委員) 事務局案では、今回の改正に伴う保育料変更事務を7月に実施するとい  
うことだが、市民税の課税年度切り替えに伴う保育料変更事務も9月  
に行われる。

変更事務を2回行わなければならないので、事務手続きが煩雑にならない  
か心配である。

(事務局) 保育料変更事務は7月に実施するが、今年度の改正は1号認定のみであるので、各認定こども園や幼稚園の保育料徴収の実状に応じて、還付、充当を進めていただいて構わないと考えている。

(委員) 保育料変更事務にあたっては、世帯状況を的確に反映しなければならないため、各施設における保育料還付・充当事務が円滑に進められるよう、市として遺漏なきよう事務を進めていただきたい。

「イ 旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の軽減(案)」は、事務局案のとおりとする。

## ②「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の見直しについて」

※事務局より資料3「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の見直し」の考え方について説明。

(委員) 旭川市の基準では、配置職員のうち、補助員の資格要件は保育士等の有資格者としており、「当分の間、子育て支援員研修修了者を含む」とされているが、「当分の間」というのは現在も続いているのか。

(事務局) 国の基準では補助員の資格要件は規定されていないが、本市では質の確保の観点から、保育士等の有資格者であることを要件とする上乘せ基準を設定している。

また、放課後児童クラブの待機児童解消や補助員の人材確保の観点から、平成28年度より子育て支援員研修修了者も補助員として認めることとしている。

現在、待機児童は解消されたものの、補助員の人材確保が難しいことから、永続的にはないが、引き続き子育て支援員修了者を補助員の要件として認めている。

(委員) 放課後児童健全育成事業の質の確保や補助員の人材確保の観点から、旭川市が独自に子育て支援員研修を実施しているのは、妥当な取扱いであると考えている。

ただ、一定の学年になると利用できないという声を時々聞く。放課後児童クラブの需要が満たされているのか、ニーズをしっかりと把握しながら事業を実施していただきたい。

(事務局) 放課後児童クラブを利用できる学年については、子ども・子育て支援新制度を踏まえ、平成27年度より、従来、小学校3年生までとなっていた利用対象を小学校6年生まで利用できる取扱いに変更した。

現状では、高学年の申込みは少なく、低学年と高学年でニーズが異なる

状況となっている。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の見直しについて」は、事務局案のとおりとする。

③「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直しについて」

※事務局より資料4「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し」の考え方について説明。

( 委員 ) 議事2と議事3に関連するが、今回の国の改正は、地方分権に係る地方からの提案等への対応方針に基づく要件緩和の取扱いであるが、質の確保という観点から疑問を持っている。

しかしながら、旭川市においては、保育の質を確保しようとする考えや今回の国の基準改正は旭川市における実状にそぐわないという考え方をしっかり持った中で、整理を進めていただいたものと捉えている。今後とも、旭川市にふさわしい子育て支援策を考えた上で、国が示したものを解釈していくという姿勢を貫くことが大切だと考えている。

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直しについて」は、事務局案のとおりとする。

(2) その他

※答申案については事務局で作成の上、部会長が確認することです承を得た。